

緊急事態宣言(R3年4月25日～5月11日)発令に伴う スタジオ有料スクールについて

緊急事態宣言発出に伴って休講した日は、8月に特別振替日を設けて実施します。

4月							5月							8月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
・	・	・	・	1	2	3							1	1	2	3	4	5	6	7
4	5	6	7	8	9	10	2	3	4	5	6	7	8	8	9	10	11	12	13	14
11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	15	16	17	18	19	20	21
18	19	20	21	22	23	24	16	17	18	19	20	21	22	22	23	24	25	26	27	28
25	26	27	28	29	30	・	23	24	25	26	27	28	29	29	30	31				
	・		・	・	・	・	30	31	6/1	6/2										

緊急事態宣言に伴っての休講	休講した分の特別振替日
---------------	-------------

※4月または5月度で退講される場合も、緊急事態宣言に伴っての休講(水色)した回数分を8月末まで振替受講可能とします。

※3期制の教室(ZUMBA～甲良スペシャル～、ジャズダンススクール)については下記の通りです。

- ・ZUMBA～甲良スペシャル～ : 4月28日(水) → 5月26日(水)
- ・ジャズダンススクール : 5月 7日(金) → 7月16日(金)

※緊急事態宣言に伴う休講の期間が変更になった場合は、再度調整いたします。

ご不明点等ありましたらWOODYまでご連絡ください。

TEL06-6436-1730